

## 高齢者相談員について

### 1. 設置目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように高齢者相談員を置き、地域で見守りが必要な高齢者の状況把握、日常生活の相談、関係機関への連絡等を行い、地区組織との連携に努める。

### 2. 委嘱は、習志野市長が行う。

### 3. 職務

民生・児童委員、町会等の地域住民や関係行政機関と協力し、以下のことを行う。

- ① 高齢者世帯の実態把握
- ② 高齢者の日常生活の相談、援助
- ③ 独居・高齢者のみの世帯等で、閉じこもり、認知症等、支援が必要な世帯への定期訪問（年 4 回）
- ④ 支援が必要な高齢者に福祉制度の案内、並びに地域包括支援センター及び関係機関への連絡
- ⑤ 介護予防の啓発活動
- ⑥ 災害時要援護者支援事業の協力

### 4. 委嘱人数の推移

昭和 47 年 全市で 9 名の相談員を配置し、活動を開始

数年毎に増員を重ね

平成 12 年 在宅介護支援センター協力員となる。全市で 38 名の配置

平成 18 年 在宅介護支援センターを廃止、地域包括支援センターを設置

全市で 41 名の配置

平成 24 年 全市で 51 名を配置 現在に至る

### 5. 相談員の配置

地域包括支援センター圏域	地 区	人 数
谷津	谷津、谷津町、奏の杜	7 名
秋津	秋津、茜浜、香澄、袖ヶ浦、芝園	9 名
津田沼・鷺沼	津田沼、鷺沼、鷺沼台、藤崎	10 名
屋敷	大久保、本大久保、屋敷、花咲、泉町	12 名
東習志野	実穂、実穂本郷、新栄、東習志野	13 名